

●生まれてからご利用いただける経済的な支援

乳幼児医療費

乳幼児の医療費(医療保険適用の自己負担分)を助成します。
この制度の一部は、山口県と共同で実施しています。

対象となる市民

- 下関市内に居住地を有し、健康保険制度に加入している義務教育就学前(小学校入学前)までの乳幼児が対象です。ただし、次のいずれかに該当する方は、対象にはなりません。
 - ・生活保護法による保護を受けている方(生活保護停止中を含む)
 - ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

助成の範囲

医療費のうち、医療保険適用の自己負担額を公費助成します。
※医療保険適用外のもの(入院時の食事代など)は、助成の対象外です。

助成の制限(所得制限)

- 3歳未満の乳幼児の場合／乳幼児の父母の所得制限はありません。(所得の確認は必要です。)※3歳未満のすべての方は、適用となります。
- 3歳以上の乳幼児の場合／乳幼児の父母の市区町村民税所得割額(税額控除前)の合計が136,700円以下であること。
 - ※特例として、父母の一方が出産・病気などで離職し、少なくとも1年以上就労できなくなった場合は、他の一方の市区町村民税所得割額のみで判断する場合があります。

助成の方法

該当する乳幼児には、福祉医療費受給者証を交付します。山口県内の医療機関で受診されるときは、健康保険証と一緒に医療機関の窓口提示されれば、医療費を支払う必要はありません。(山口県内のみ使用可能です。)

申請方法

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、申請が必要です。

申請に
必要なもの

- 1.健康保険証(対象の乳幼児が記載されているもの)
- 2.印鑑
- 3.父母の所得課税証明書(下関市に転入された方のみ)
- 4.その他の書類(必要に応じて、離職票のコピーなど)



助成対象期間

助成の開始日は、原則申請をした日の属する月の初日からです。出生の場合、誕生日から60日以内の申請に限り誕生日から、転入の場合、転入日の属する月に申請をした場合転入日から、助成の終了日は、開始日から初めに到達する7月31日までです。

- ・小学校に入学する年齢の方は、3月31日まで
 - ・単市制度と記載された受給者証をお持ちの方は、満3歳になる日の属する月の月末まで
- なお、毎年8月1日が更新日となりますので、引き続き乳幼児医療費助成を継続される場合は、毎年6・7月に更新手続が必要となります。受給者には、更新申請のご案内をお送りします。

医療費の払戻し手続について

助成制度の適用を受けている方が、山口県外の医療機関で受診されたとき、または受給者証を持参せず医療費を支払ったとき等は、払戻しの申請ができます。

手続きに
必要なもの

1. 医療機関で支払った領収書(受診者名、診療月、医療保険点数、受領額、受領者名、発行日の記載されたもの。)
2. 印鑑
3. 健康保険証
4. 福祉医療費受給者証
5. 金融機関の口座番号のわかるもの(乳幼児の父母いずれかの名義)

届出について

助成制度の適用を受けている方は、次のような届出が必要です。

- 変更届 / 氏名が変わったとき、下関市内で住所が変わったとき、加入する保険の内容が変わったときは、14日以内に届出が必要です。
- 資格喪失届 / 下関市外に転出することになったとき、生活保護を受けることになったとき、他の福祉医療費助成制度を受けることになったとき等、受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出るとともに、速やかに受給者証を返還してください。



申請窓口

本庁こども家庭課、各総合支所市民生活課または各支所

お問い合わせ先



こども未来部こども家庭課こども給付係	TEL 083-231-1928
菊川総合支所市民生活課福祉係	TEL 083-287-4006
豊田総合支所市民生活課福祉係	TEL 083-766-2947
豊浦総合支所市民生活課福祉係	TEL 083-772-4020
豊北総合支所市民生活課福祉係	TEL 083-782-1923

1 赤ちゃん誕生!

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 相談機関 地区の支援者と